No.	施設類型	中分類	施　設　名	建設年	避難所	耐震不適合	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8
15	3　コミュニティー施設	地域コミュニティ施設	瀬波地域コミュニティセンター	S54	○	○		○	⑫検討	同一敷地内に、コミュニティセンターの他、体育館、テニスコート、児童館（学童保育所）がある。必要な維持補修を行い、現状の管理運営を継続する。指定管理者制度の導入を検討する。	指定管理導入検討	●	→					
											方針決定			●				
16	3　コミュニティー施設	地域コミュニティ施設	源内塾	－		○		○	⑫検討	江戸時代末期に建てられた寺子屋とみられる建物を寄附されたもの。令和２年度に床、外壁、屋根等の改修とエアコン設置を行ったことを踏まえ、有効活用策、管理手法などを検討する。	有効活用策、管理手法の検討	●	→					
											方針決定			●				
17	3　コミュニティー施設	地域コミュニティ施設	町屋（安良町）	－		○		○	⑫検討	歴町の重点区域にある建物を寄附されたもの。有効活用策、管理手法などを検討する。	有効活用策、管理手法の検討	●	→					
											方針決定			●				
		地域コミュニティ施設の数	3															

No.	施設類型	中分類	施　設　名	建設年	避難所	耐震不適合	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8
18	3　コミュニティー施設	農村環境改善センター	村上農村環境改善センター	H9	○				⑫検討	必要な維持補修を行い、現状の管理運営を継続する。指定管理者制度の導入を検討する。	指定管理導入検討	●	→	▶				
											方針決定			●				
19	3　コミュニティー施設	農村環境改善センター	神林農村環境改善センター	S57	○			○	③現状維持	農村環境改善センター内に神林地区公民館の機能を併設している。必要な維持補修を行い、現状の管理運営を継続しつつ指定管理者制度導入を含めた効率的な管理運営を進める。								
20	3　コミュニティー施設	農村環境改善センター	上助渕コミュニティセンター	H16			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。市の事業で施設を活用するなどして稼働率の向上による施設の有効利活用を図る。	指定管理	→	→	▶	◀	→	→	
		農村環境改善センターの数	3															

No.	施設類型	中分類	施　設　名	建設年	避難所	耐震不適合	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8
21	3　コミュニティー施設	農山漁村交流促進施設	海府ふれあい広場	H14			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。当該住民に限らず広く利用が見込まれる公園を有し、遊具、東屋などの必要な施設整備を行い、機能維持に努める。	指定管理	→	→	◀	→	→	→	▶
		農山漁村交流促進施設の数	1															

No.	施設類型	中分類	施　設　名	建設年	避難所	耐震不適合	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8
22	3　コミュニティー施設	集落センター	小俣集落センター	S45			○		⑩移譲、貸借	現在の指定管理期間中（令和３年度まで）に地元集落へ移譲する。	指定管理	→	→					
											認可地縁団体設立	↔						
											移譲手続		↔					
23	3　コミュニティー施設	集落センター	温出地域農村研修センター	S57			○		⑩移譲、貸借	現在の指定管理期間中（令和３年度まで）に地元集落へ移譲する。	指定管理	→	→					
											認可地縁団体設立	↔						
											移譲手続		↔					
24	3　コミュニティー施設	集落センター	府屋駅前ふれあいセンター	H10			○		⑩移譲、貸借	現在の指定管理期間中（令和３年度まで）に地元集落へ移譲する。	指定管理	→	→					
											認可地縁団体設立	↔						
											移譲手続		↔					
25	3　コミュニティー施設	集落センター	北中生活改善センター	S45			○		⑧廃止	地元の北中集落では、令和３年度中に新たに集会施設を建設する計画があり、新施設建設に伴い、現在の施設を用途廃止し、ＪＡと協議の上、計画的に建物を解体する。	指定管理	→	→					
											北中集落で集会施設建設予定		↔					
											用途廃止手続		↔					
											解体協議・計画・工事		↔	→				
		集落センターの数	4															